

# 鳥取県新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会（第16回） 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第274回） 合同会議

- 日時：令和4年9月9日（金）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：【ワクチン接種体制協議会委員】

各市町村長

公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長

一般社団法人鳥取県東部医師会 石谷会長

公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長

## 【県】

知事、副知事、統轄監

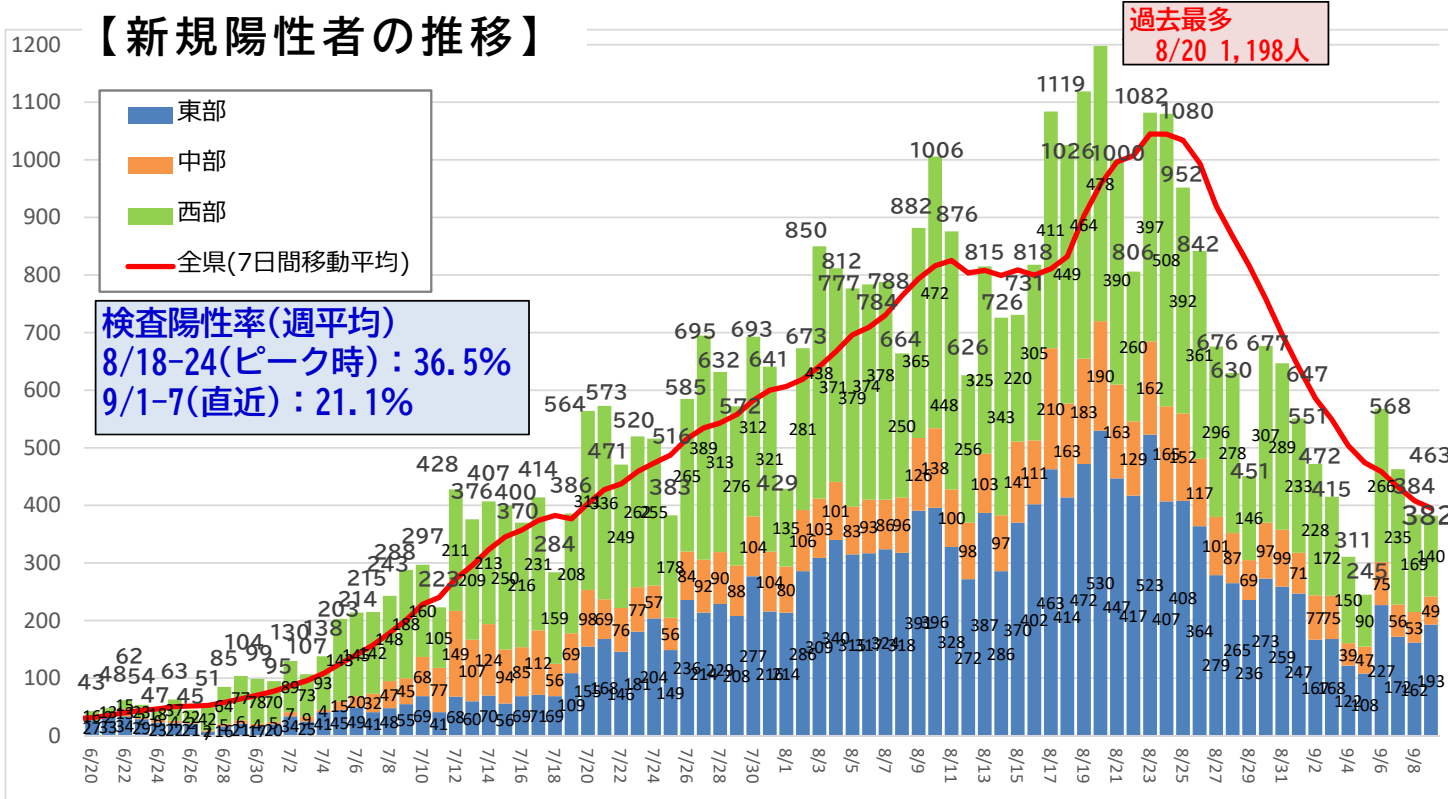
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

- 議題：
  - (1) ワクチン接種の推進について
  - (2) 県内の感染状況について
  - (3) その他

# 第7波の新規陽性者数の推移・クラスターの傾向

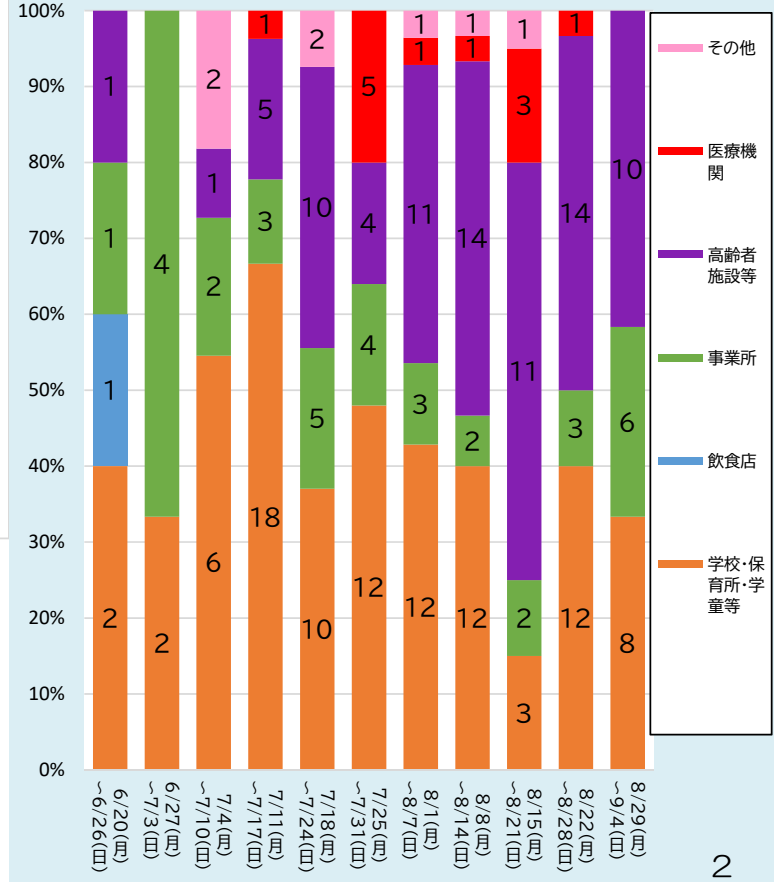
## 【新規陽性者の推移】



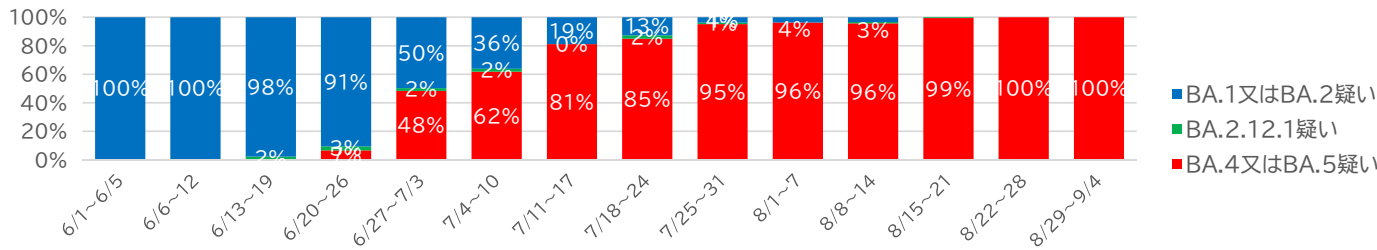
## 県内で233件のクラスターを確認

- 高齢者福祉施設等でのクラスターが引き続き多発。
- 新学期が始まり、学校でのクラスターも発生するとともに、事業所でのクラスターも増加。

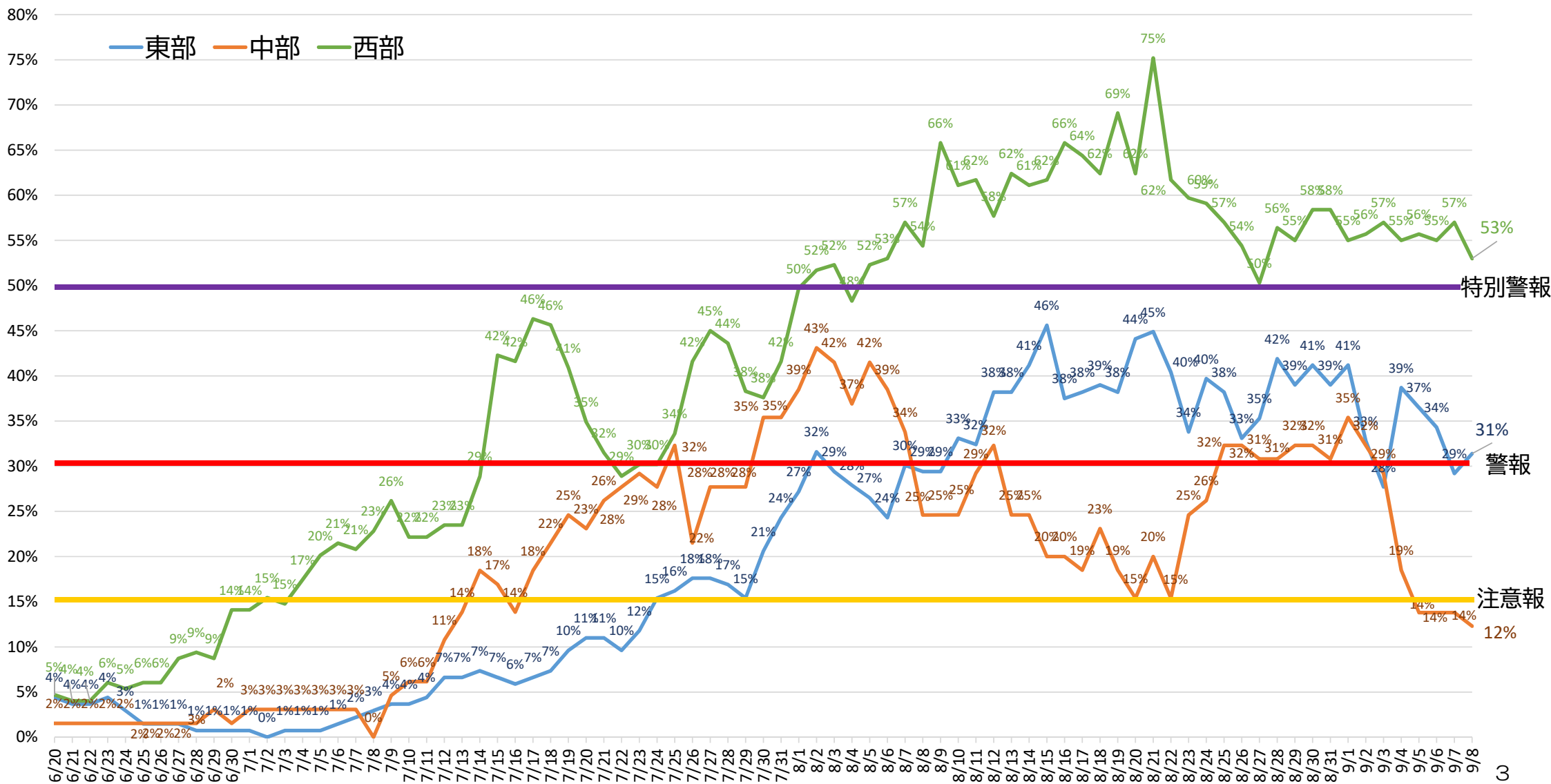
発生確認日: 令和4年6月20日～令和4年9月4日



## 変異株スクリーニング結果の推移



# 病床使用率の推移



特別警報

警報

注意報

# 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (9月9日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区に「警報」を発令しています。

中部地区については、「注意報」を解除しますが、引き続き「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しており、感染再拡大の注意が必要です。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区		9/9解除
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(9/9)> 東部( 31.4 %)、中部( 12.3 %)、西部( 53.0 %)

⇒西部地区は、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。

## 県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が引き続き高い水準で推移していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しています。

高齢者施設、医療機関での感染が引き続き高い水準で推移しています。

また、県外往来や学校、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（9月9日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数（対人口10万人/週）	500.2人 (2,768人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	37.0% (130/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	8.5% (4/47床)	—	50%	

参考指標	数値（9月9日現在）
PCR陽性率（直近1週間）	20.3% (2,768人/13,661件)
感染経路不明割合（直近1週間）	確認中

# 国の療養期間等の見直しに対する本県の対応

オミクロン株の特徴や国の見直しを踏まえ、**本日(9/9)から適用**する。

## 1 有症状患者の療養期間の短縮等

感染リスクが残存することを踏まえて、10日間(無症状患者は7日間)感染防止対策を徹底(※)することを前提に、以下の取扱いとする。

(1)有症状患者(入院を要しない者)

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

(2)無症状患者(無症状病原体保有者)

①検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする(従来から変更なし)

②5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

(3)有症状患者(入院を要する者)(従来から変更なし)

発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に 11日目から解除を可能とする。

〔※具体的な感染防止対策等〕

- ・ 検温など自身による健康状態を確認する
- ・ 高齢者等ハイリスク者との接触を回避する
- ・ ハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける
- ・ 感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける
- ・ 正しくマスクを着用する



有症状患者は、療養解除後も10日目まで人にうつす可能性があります。

療養解除後も引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。



## 2 療養期間中の外出自粛

必要な方には、陽性者コンタクトセンター等から食料品等を配送するので、食料品等の買い出しはできる限り控えていただくようお願いする。ただし、やむを得ず外出されるのは、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合に限ることとし、正しいマスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

〔やむを得ず外出する場合の具体的な感染防止対策〕

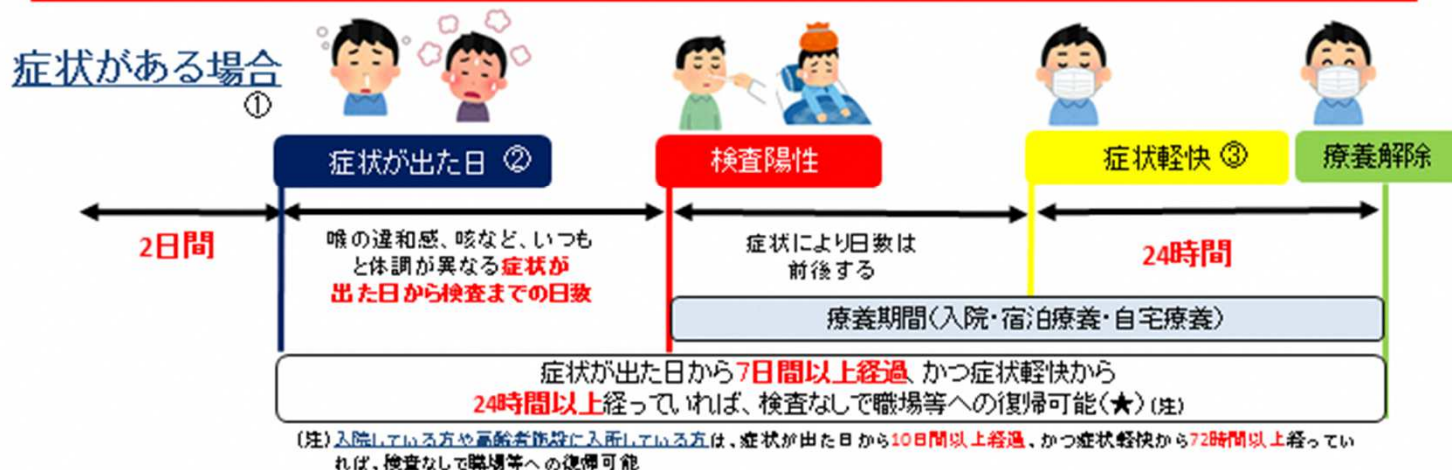
- ・ 外出時や人と接する際は短時間とする
- ・ 移動時は公共交通機関を使わない
- ・ 外出時や人と接する際に必ずマスクを着用する



# (参考)厚生労働省HP

## 新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。  
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。



## 症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。



# 社会福祉施設の感染防止対策強化



社会福祉施設では、陽性者が日々発生し、クラスターも続いています。基本的な感染対策等を徹底するとともに、BA.5に対応した対策の実施をお願いします。

**(9月2日～社会福祉施設関係者の陽性者数) 職員68人 利用者103人**

## 【最近の感染事例】

- ・デイサービス送迎車で、エアコン窓閉め、全員マスクで送迎していたが全員に感染
- ・職員の休憩室が狭く、密に伴う感染
- ・パーティションなし、狭い間隔での食事によるクラスター等

## ◆職員からの感染防止の徹底

- ・不調を感じたら出勤しない、家族陽性時の3日間検査の積極的な実施 など。

※県では、抗原検査キットを備蓄(3万個分)し、必要に応じて配布しています。

## ◆風が吹き抜ける施設環境づくり

- ・空気の通り道を意識して、窓2か所以上を常時10cm程開放。
- ・サーキュレーターを活用し陽性者・陽性が疑われる方の呼気を、外に排出。

## ◆基本的な感染対策を確実に実施

- ・食事の際のパーティションと隣との間隔、職員休憩室での密回避、頻回かつ丁寧な消毒
- マスクを付けられない利用者のケアの際の対策徹底(フェイスシールドなど) など

## PCR検査等支援事業補助金

期間：10月末まで支援の  
拡充を期間延長

対象：職員、職員家族、利用者のPCR検査等を行う社会福祉施設、医療機関等。

拡充内容：補助率10/10、施設内一斉検査、家族陽性時の3日間検査も対象。

# 医療機関感染防止対策強化

- 最近の院内感染事例から院内感染を防ぐには、**職員一人一人による感染対策の徹底が重要**となります。
- 診療体制への影響を最小限に抑えるため、各医療機関においては、今一度、**基本的な感染対策の点検、徹底とともに、BA5系統の特性に応じた対策**をお願いします。

(9月2日～ 医療機関関係者の陽性者数) 職員31人、患者23人

## 【最近の院内感染事例】感染制御専門家チーム員から不適切と指摘された感染対策事例

- ・防護服を着用した職員が、鍵やPHS等を使用するとき、防護服の中に汚染された手を入れている。
- ・視覚的にゾーニング分けが分からないため、気づかずに各ゾーンを越えて進入する恐れがある。
- ・ウイルスの特性により、レッドゾーンからの空気がグリーンゾーン(休憩室等)に入り込んでいないか確認が必要。 等

### ◆基本的な感染対策の点検、徹底

- ・個々の職員が実施する**感染対策(防護服の着脱等)の定期的な確認。**
- ・適切な感染対策を行うための**環境整備の確認、構築。**

### ◆ウイルス特性(※)に応じた対策強化 (※)エアロゾル感染の懸念、家庭内感染の多発

- ・**空気の流れの確認及びレッドゾーンから空気がグリーンゾーンへ流れ込まないための工夫。**
- ・患者に対する入院時検査や体調不良時の検査、職員家族の体調不調時の検査等、**積極的な検査による早期発見。**
  - ➔PCR検査等補助金(補助対象を職員家族も対象)の活用 **※10月末まで支援の拡充を延長。**
- ・エアロゾル対策として院内感染が疑われる場合での**N95マスクの積極的な活用。**

# 2価ワクチン(BA.1)接種に関する国の動向

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(9月2日)を踏まえた国の方針

## ○9月から輸入を一部前倒し

薬事承認後、9月中旬開催予定の分科会において、特例臨時接種として位置付けることを諮問の上、必要な法令改正を経て、接種が開始される見込み

## ○従来ワクチン(1価)に対するオミクロン株対応ワクチン(2価)の有効性を確認

→オミクロン株対応成分の含有による重症化予防効果、(短期間の可能性はあるが)感染予防効果や発症予防効果が期待される

→オミクロン株とオリジナル株の2種類抗原による多様な免疫反応は今後の変異株にも有効である可能性が高い



接種対象は初回接種(1,2回)を完了した12歳以上の全ての住民を想定

## 接種時期

① 9月半ば前倒し配送分は重症化リスクが高い等の理由で、現行の4回目接種対象者となっている者のうち未接種の者を優先

→一定の完了が見込まれた自治体は、その他の者に拡大

※配送ワクチンの範囲内で社会機能を維持するために必要な事業従事者や年代別など地域の実情に応じて対応可

② 上記以外の全ての初回接種完了者への接種は10月半ばを目途として準備を進める

※特例臨時接種の実施期間を令和4年度末までの延長の方向で国において調整中

# 2価ワクチンに関する全国知事会と国の意見交換会概要

○日時： 9月8日(木) 17:30~18:00

○場所： WEB会議

○出席者： 全国知事会 平井鳥取県知事、濱田高知県知事  
国 伊佐厚生労働副大臣 ほか

## ○意見交換会概要

### <知事会>

- 100万回/日達成のためには、市町村や県営の接種会場に加えて、企業・大学での職域接種を組み合わせ取り組んでいくことが必要で、政府も縦割りで呼びかけをしていただきたい。
- 国民に接種していただける説得力のあるアナウンスを行うのはエビデンスを持つ国の役割と考えている。小児接種についてもわかりやすい、説得力のあるメッセージを打ち出していただきたい。

### <国>

- ワクチン接種を促進していくためには、全国知事会との連携も大変重要であり、今後も定期的に意見交換会の場を持ちたい。
- 接種の優先順位について、4回目未接種者のほかは各自治体の判断で実施して差し支えない。
- BA.1、BA.4/BA.5も含めたオミクロン株対応型ワクチン及び小児接種それぞれの科学的なエビデンスを踏まえた広報を国においてしっかり行っていく。

# 県内におけるワクチンの接種状況(9月6日時点)

(全国)

全年代	1回接種者	2回接種者	3回接種者	4回接種者
総接種回数	102,544,488	101,231,798	81,767,320	29,746,663
人口当たり接種率	81.44%	80.39%	64.94%	23.62%

(鳥取県)

全年代	1回接種者	2回接種者	3回接種者	4回接種者
総接種回数	445,990	440,489	355,679	143,045
人口当たり接種率	80.85%	79.86%	64.48%	25.93%

<小児(5～11歳)の接種状況>

全国	1回目	2回目
総接種回数	1,607,100	1,488,757
人口当たり接種率	21.96%	20.35%
鳥取県	1回目	2回目
総接種回数	8,311	7,811
人口当たり接種率	25.08%	23.57%

※VRS入力数を基にワクチンダッシュボードの数値を用いて県において作成

# 2価ワクチン(BA.1)の接種に関する本県の方針

オミクロン対応型ワクチン(2価ワクチン)が9月中旬以降、順次供給開始 ⇒ **129,060回分**  
 9/19の週(47,590回分)、9/26の週(47,540回分)、10/3の週(33,930回分) ※10/3以降のワクチンは順次供給予定

- **高齢者等4回目未接種者への接種**を実施。
- さらに、**接種を希望される12歳以上のすべての者に門戸を広げて接種を検討**。



- ① **高齢者等への早期接種勧奨**
- ② **会場増強・時間延長 ⇒ 目標 5,000回/日**  
 (8月接種実績:平均2,944回/日)  
 ※全国100万回/日ペースの体制整備
- ③ **12歳～59歳への接種券送付**
- ④ **県営接種会場 ⇒ 9/24開始へ準備**  
**新日本海新聞社、(新)イオンモール鳥取北・日吉津**

接種が可能な時期(前回接種から5カ月経過後)	R4.9月	R4.10月	R4.11月	R4.12月
(前回接種の時期)	(R4.3月)	(R4.4月)	(R4.5月)	(R4.6月)
<b>60歳以上</b>	<b>60,981</b>	<b>13,439</b>	<b>3,211</b>	<b>1,076</b>
3回目接種完了しており4回目が未接種の方	50,614	13,307	3,131	1,025
2回目接種完了しており3回目が未接種の方	10,367	132	80	51
<b>12～59歳</b>	<b>108,413</b>	<b>47,234</b>	<b>22,568</b>	<b>8,783</b>
3回目接種完了しており4回目が未接種の方	46,413	45,967	21,816	8,377
2回目接種完了しており3回目が未接種の方	62,000	1,267	752	406
<b>合計</b>	<b>169,394</b>	<b>60,673</b>	<b>25,779</b>	<b>9,859</b>

ワクチン供給	95,130	33,930	※順次供給予定
--------	--------	--------	---------



# 2価ワクチン(BA.1)の接種体制の構築

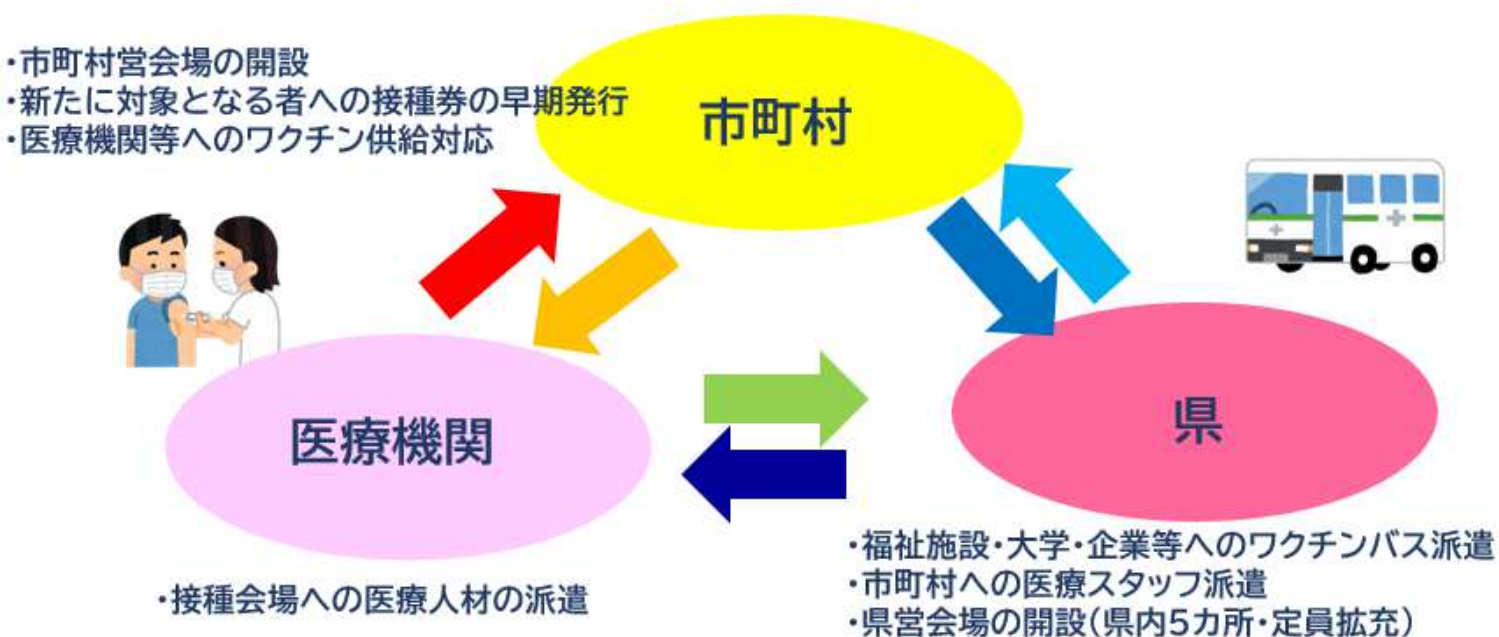
(9/6岸田総理発言)

来月末までには、対象者全員分の新型ワクチンが輸入される見込みです。

年末年始に備えて、山場となる、10月から11月にかけて、接種券の配布、会場確保など、1日100万回を超えるペースの体制を整備して、ワクチン接種を加速して参ります。

※本県にあてはめると4,400回/日

<本県の対応方針> **市町村や医療機関と連携して、県営・市町村営の集団接種会場の増設や時間延長などにより5,000回/日の体制整備を目指す** (参考)令和4年8月接種実績:平均2,944回/月



県営接種会場については、供給が間に合い次第9/24(土)から2価ワクチンに切り替えて実施予定

<9/24(土)の会場>  
新日本海新聞社、イオンモール鳥取北、イオンモール日吉津

※順次、会場の増設、ワクチンバス、大学・企業との連携による職域接種等により2価ワクチンの接種を加速化



# 2価ワクチン(BA.1)の9月・10月の配分予定

市町村	ファイザー				モデルナ			合計
	1クール	2クール	3クール	計	1クール	2クール	計	
	9/19~	9/26~	10/3~		9/19~	9/26~		
鳥取市	11,700	15,210	12,870	39,780	1,550	1,300	2,850	42,630
米子市	10,530	10,530	9,360	30,420	1,200	1,050	2,250	32,670
倉吉市	2,340	4,680	3,510	10,530	450	300	750	11,280
境港市	2,340	2,340	2,340	7,020	300	200	500	7,520
岩美町	1,170	1,170	0	2,340	0	150	150	2,490
若桜町	1,170	0	0	1,170	0	50	50	1,220
智頭町	1,170	0	0	1,170	0	100	100	1,270
八頭町	1,170	1,170	1,170	3,510	150	100	250	3,760
三朝町	1,170	0	0	1,170	0	100	100	1,270
湯梨浜町	1,170	1,170	1,170	3,510	150	100	250	3,760

市町村	ファイザー				モデルナ			合計
	1クール	2クール	3クール	計	1クール	2クール	計	
	9/19~	9/26~	10/3~		9/19~	9/26~		
琴浦町	1,170	1,170	1,170	3,510	150	100	250	3,760
北栄町	1,170	1,170	1,170	3,510	150	100	250	3,760
日吉津村	1,170	0	0	1,170	0	50	50	1,220
大山町	1,170	1,170	1,170	3,510	150	100	250	3,760
南部町	0	2,340	0	2,340	0	150	150	2,490
伯耆町	1,170	1,170	0	2,340	0	200	200	2,540
日南町	1,170	0	0	1,170	0	50	50	1,220
日野町	1,170	0	0	1,170	50	0	50	1,220
江府町	1,170	0	0	1,170	0	50	50	1,220
合計	43,290	43,290	33,930	120,510	4,300	4,250	8,550	129,060

接種対象者に応じて各市町村に配分

**県において、速やかな接種に向け、供給時期のずれによる過不足を補うための市町村間調整を行いますので、ご相談ください**

# 小児接種（5～11歳）の促進

令和4年9月6日より小児接種の努力義務化と3回目接種の実施が開始

市町村や医療機関と連携し、接種会場の増設等、小児の接種をさらに促進

※接種が2割程度の初回（1・2回目）接種についても併せて促進

- ・ 学校や保護者への働きかけ、広報の強化

ワクチンの効果や安全性のわかりやすい説明

- ・ 接種会場の増設

10月以降の接種需要増を見込んだ準備



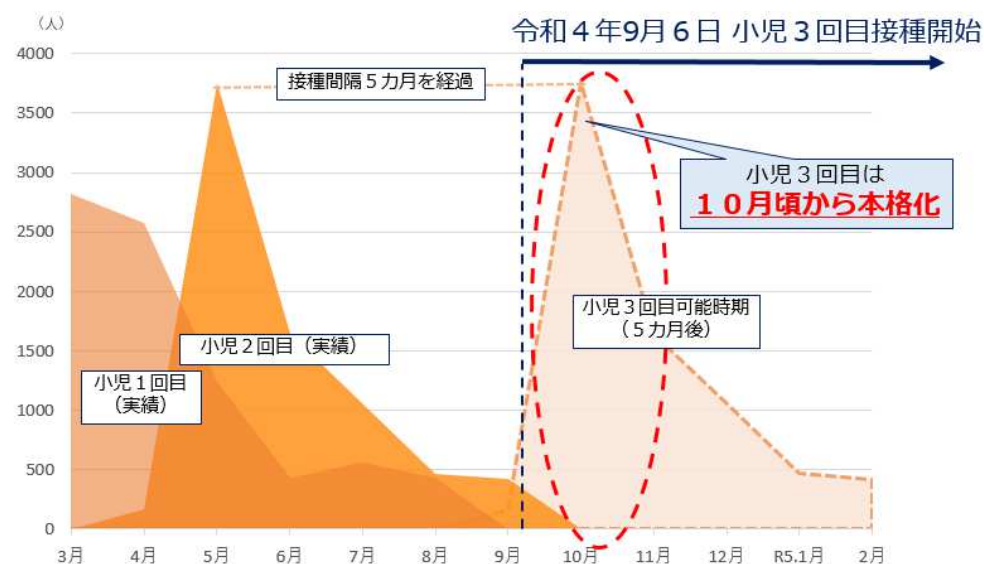
- 夏休み期間中好評だったイオンモール日吉津での小児接種を引き続き実施

9月18日(日)以降の毎週日曜日13～16時

- 中部地区の市町と協働して、集団接種会場を新たに開設

場所：北栄町大栄健康増進センター

日時：10月2日(日)、10月23日(日)13時～16時



# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが9/8（木）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
405	保育所	○	鳥取市	7名	9/3～6
406	米子市立伯仙小学校	○	米子市	14名	8/31～9/7

## 2 患者対応

陽性者は、入院または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（405例目）

## 保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者7名	鳥取市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、9/5（月）から9/6（火）まで一部のクラスを休園し、9/7（水）から再開している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（406例目）

## 米子市立伯仙小学校

陽性者数	所在地
学校関係者14名	米子市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、9/7（水）から一部クラスを閉鎖、9/8（木）から一部学年を閉鎖している。

### 公表について（第7条）

- 米子市は、施設名を公表することを了解済み。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392